婚外子の相続差別「違憲」

大阪高裁決定「家族観が変化」

結婚していない男女の子（婚外子＝非嫡出子）の相続分を、結婚している夫婦間の子（嫡出子）の半分とする民法の規定をめぐり、大阪高裁が「法の下の平等」などを定めた憲法に違反するとして、婚外子に同等の相続を認める決定をしていたことがわかった。

最高裁は1995年、婚外子をめぐる相続差別規定を「合憲」と判断。弁護団は「高裁でこの規定をめぐる違憲判断が出たのは95年以降、初めて」としている。

決定は8月24日付。嫡出子ら相手側は特別抗告せず確定している。

違憲判断が出たのは、08年末に亡くなった大阪府の男性の遺産分割をめぐる裁判。婚外子1人と嫡出子3人の配分が争点となった。大阪家裁は民法の規定を合憲として相続分を決定、婚外子側が抗告していた。

決定理由で赤西芳文裁判長は、95年の最高裁決定以後、家族生活や親子関係の実態は変化し、国民の意識も多様化していると指摘した。さらに、外国人の母と日本人の父との間に生まれた後に父から認知されても、両親が結婚していないことを理由に日本国籍を認めない当時の国籍法は、憲法の「法の下の平等」に反すると判断した08年6月の最高裁判決にも触れた。その上で、相続が開始した08年末時点で婚外子と嫡出子の区別を放置することは、立法の裁量の限界を超えていると結論づけた。

最高裁が95年に「合憲」の結論を出した際、15人の裁判官のうち5人が「違憲」と反対意見を述べた。その後、最高裁で合憲決定が続いたが、反対意見も絶えなかった。最高裁は10年7月、婚外子の相続が争われた別の事件で、憲法判断や判例を変更する際に開かれる大法廷での審理を決めたが、当事者が和解し、憲法判断には至らなかった。（杉原里美）

民法改正 急務

立命館大の二宮周平教授（家族法）の話　画期的な決定だ。今回の決定を受け、相続開始時期が新しい同種の裁判で、違憲決定が相次ぐ可能性が高い。最高裁も無視できないのではないか。ただ、いつから違憲なのかを個々の裁判で争うことになると、終了した遺産分割の安定性に影響を与えるとの意見もある。適用日を明確にするためにも、民法改正を急がねばならない。